

# 福岡県公報

平成24年7月17日  
第3412号

## 目次

### 告示 (第1284号 - 第1287号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1  
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 1  
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1  
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2

### 公告

- 臨港地区区分の変更 (港湾課) …………… 2  
○都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 2  
○種畜証明書の交付 (畜産課) …………… 3  
○競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 4  
○一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 5

### 雑報

- 有料道路に関する工事の一部完了 (高速道路対策室) …………… 8  
○福岡高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更 (高速道路対策室) …………… 8  
○福岡高速道路の料金について理事長が定める方法 (高速道路対策室) …………… 12

## 告示

### 福岡県告示第1284号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月17日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
朝倉市甘木字京田371番1、371番3、372番1、372番2、372番6、372番7、373番7、375番1及び375番8
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
朝倉市一ツ木1148番地の1  
ナチュラル 株式会社  
代表取締役 森 信

### 福岡県告示第1285号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年7月17日

福岡県知事 小川 洋

- 区域の名称 北石釜
- 区域の所在地 福岡市早良区大字石釜
- 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から9号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と9号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
福岡市早良区大字石釜字キタ	1555番	1号から3号まで
〃	1569番	4号
〃	1568番2	5号及び6号
〃	1589番1	7号
〃	1578番	8号
〃	1573番2地先道路敷	9号

### 福岡県告示第1286号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
築上郡築上町大字上ノ河内1033番1、1033番3、1034番1、1034番2、1088番2、1088番3、1088番8、1089番1、1089番5の一部、1089番7、1089番9、1089番10、1092番1、1092番2の一部、1092番3及び1093番1並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
築上郡築上町大字上ノ河内1033番地の1  
社会福祉法人豊陽会 障害者支援施設和光苑  
理事長 有松 邦功

#### 福岡県告示第1287号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和55年6月30日農林水産省告示第979号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

#### 公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区を変更したので、次のとおり公告する。

その関係図書は、福岡県県土整備部港湾課及び福岡県苅田港務所において公衆の閲覧に供する。

平成24年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 変更に係る臨港地区の名称  
苅田都市計画臨港地区苅田港臨港地区
- 2 変更に係る分区の種類  
工業港区、修景厚生港区
- 3 分区を変更した土地の区域
  - (1) 工業港区  
苅田町新浜町の一部
  - (2) 修景厚生港区  
苅田町新浜町の一部

#### 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成24年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称  
久留米都市計画道路3・4・16号久留米駅南町線
- 2 開催の日時及び場所
  - (1) 日時  
平成24年8月10日 午後7時から9時まで

## (2) 場所

久留米市役所 4F401会議室 (久留米市城南町15番地3)

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

## (1) 久留米都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域(延長)
3・4・16号久留米駅南町線	起点 久留米市城南町 終点 久留米市上津町字森の本 主な経過地 久留米市西町字北鞍打の三	約5,710メートル

## (2) 閲覧

平成24年7月17日から同月31日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び久留米市都市建設部都市デザイン課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成24年7月31日(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

## (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

## (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問合せにより確認すること。

## (3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東

公園7番7号 電話092-643-3711) に対して行うこと。

## 公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年7月17日

福岡県知事 小川 洋

## 1 豚(大ヨークシャー種)

種畜証明書番号	名前	生年月日	産地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
31240010002	フクオカヨーク2008-3	平成20年4月4日	福岡県	2級	県有	筑紫野市 福岡県農業総合試験場
31240010004	フクオカヨーク2008-117	平成20年10月17日	福岡県	2級	県有	筑紫野市 福岡県農業総合試験場

## 2 豚(デュロック種)

種畜証明書番号	名前	生年月日	産地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
31240010001	ハカタ スペシャルレッドデー2007-40	平成19年7月7日	福岡県	2級	県有	筑紫野市 福岡県農業総合試験場
31240010003	ハカタ スペシャルレッド22-68	平成22年5月27日	福岡県	2級	県有	筑紫野市 福岡県農業総合試験場

## 3 肉用牛(黒毛和種)

種畜証明書番号	名前	生年月日	産地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
11235892002	勝安秀	平成18年12月24日	福岡県	2級	個人有	八女郡広川町 中村 博之
11201950347	茂姫波	平成16年10月24日	福岡県	2級	個人有	小郡市 池田 元幸
10676504680	藤勝寿4	平成22年3月3日	宮崎県	1級	個人有	久留米市 倉重 文孝

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年7月17日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

遠隔地警察署登録端末等貸借契約

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（

様式第4号)

- ケ 営業概要表(様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- サ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒(380円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書(有償)の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁総合売店内)
- ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092(ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年8月7日(火曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年

9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月17日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

遠隔地警察署登録端末等機器賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成24年11月1日から平成29年10月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成22年1月福岡県告示第17号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年8月28日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA
05	02	電気通信機器	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成24年7月17日（火）から平成24年8月27日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成24年8月28日（火）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成24年8月29日（水）午後1時30分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

## 14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

(6) その他詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for terminal computers and peripheral devices for (driver's license) registration at police stations

(2) Contract term

November 1, 2012 ~ October 31, 2017

(3) Time Limit of Tender

5 :45 PM on August 28, 2012

(4) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police  
Headquarters

7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext 2233)

## 雑 報

### 福岡北九州高速道路公社公告第1号

有料道路に関する工事の一部が完了するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律7号）第22条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年7月17日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 渡 口 潔

1 路線名

福岡市道 福岡高速5号線

2 工事の一部が完了する区間

福岡市西区橋本一丁目1016番1地先から

福岡市西区福重三丁目483番1地先まで

3 工事の種類

新設工事

4 工事完了の日

平成24年7月20日

### 福岡北九州高速道路公社公告第2号

福岡高速道路に係る料金及び料金の徴収期間を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成24年7月17日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 渡 口 潔

1 路線名及び料金の徴収区間

路線名	料金の徴収区間
福岡市道 福岡高速1号線	福岡市東区香住ヶ丘二丁目から 同市西区愛宕四丁目まで
福岡市道 福岡高速1号愛宕福重線	福岡市西区愛宕四丁目から 同区福重三丁目まで
福岡市道 福岡高速2号線	福岡市博多区千代六丁目から 同区半道橋二丁目まで
福岡市道 福岡高速2号半道橋西月隈線	福岡市博多区半道橋二丁目から 同区西月隈四丁目まで
福岡市道 福岡高速2号西月隈水城線	福岡市博多区西月隈四丁目から 太宰府市水城二丁目まで
福岡市道 福岡高速3号線	福岡市博多区東光二丁目から 同区豊二丁目まで
福岡市道 福岡高速4号線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目から 同区多の津二丁目まで
福岡市道 福岡高速4号多の津蒲田線	福岡市東区多の津二丁目から 同区蒲田三丁目まで
福岡市道 福岡高速5号線	福岡市博多区西月隈四丁目から 同市西区福重三丁目まで

2 料金の額

(1) 料金は、上記1の料金徴収区間について、1回の通行につき、以下のとおりとする。

大型車 車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう（以下同じ。）。

1台につき 1,142.86円

普通車 大型車以外の自動車をいう（以下同じ。）。

1台につき 571.43円

(2) けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）

）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以降の被けん引自動車については、1台につき、さらに普通車の料金1台分を徴収する。



## (3) 消費税等の取扱い及び料金の額の単位

料金の額は、上記2(1)に定める料金に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。

## 3 割引をする自動車及び割引率

## (1) ETC特定区間割引については、以下のとおりとする。

## ア 割引をする自動車

次の路線の各区間（以下「特定区間」という。）のみを通行するETC車（ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。（以下「省令」という。））第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。））を使用して無線通信により料金の額を納付する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。）。)

路線名	料金の徴収区間
福岡市道 福岡高速4号線及び 福岡高速4号多の津蒲田線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目から 同区蒲田三丁目までの区間 (貝塚出入口～福岡IC)

## イ 割引率

料金の額の20%とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額の10円未満を切り捨てるものとする。

## (2) ETC曜日別時間帯割引については、以下のとおりとする。

## ア 割引をする自動車

ETC車

## イ 割引率

## ① 区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額の10円未満を切り捨てるものとする。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	0:00以後～7:00前	10%
	22:00以後～24:00前	
土曜日	0:00以後～7:00前	10%
	7:00以後～22:00前	5%
	22:00以後～24:00前	10%
日曜日及び祝日	0:00以後～24:00前	10%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

## ② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

## (3) 福岡高速一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）については、以下のとおりとする。

## ア 割引をする自動車

ETC車のうち、福岡北九州高速道路公社との契約に基づきETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（以下「ETCシステム利用規程」という。）に規定するETCカードをいう。以下同じ。

）を発行する者から貸与を受けたETCカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるETCマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、ETCマイレージサービスの利用に関する登録がなされたETCカードに限る。以下(3)において同じ。）を使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車。

## イ 割引率

## ① ポイントの付与

1枚のETCカードごとにETCシステムを使用して無線通信により徴収す

る1回の通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヶ月の合計額に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
1回の通行ごと100円につき1ポイント	5千円以下の部分	0ポイント
	5千円を超え1万円以下の部分	3ポイント
	1万円を超え2万円以下の部分	6ポイント
	2万円を超え3万円以下の部分	12ポイント
	3万円を超えた部分	19ポイント

#### ② ポイントによる割引

1枚のETCカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、マイレージ規約に定めるマイレージ登録者は、100ポイントを100円分の料金の額に充当する還元額に交換できるものとする。

#### ③ 弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表又は②に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

#### (4) 福岡高速コーポレートカード割引（以下「コーポレートカード割引」という。）については、以下のとおりとする。

##### ア 割引をする自動車

ETC車のうち、ETCシステム取扱道路管理者（ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステム取扱道路管理者をいう。）から貸与を受けたETCカードを使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車。

##### イ 割引率

#### ① 料金の額に応じた割引

1枚のETCカードごとに、ETCシステムを使用して無線通信により徴収する1回の通行ごとの料金の額に下表の月間利用額区分に応じた割引率を適用する。ただし、月間利用額区分をまたぐ1回の料金の額については、その料金の額をそれぞれの月間利用額区分に分け、その割引率を適用する。なお、1回の通行ごとのそれぞれの割引額に1円未満の端数が生じた場合は四捨五入する

ものとする。

月間利用額区分	割引率
5千円以下の部分	0%
5千円を超え1万円以下の部分	3%
1万円を超え2万円以下の部分	6%
2万円を超え3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%

#### ② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

#### (5) ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

##### ア 割引をする自動車

理事長が別に定めるところにより、ETCカード及び車載器（ETCシステム利用規程に規定する車載器をいう。以下同じ。）の登録をした路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）でETCシステムを使用して無線通信により料金の額の納付を行おうとする自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

##### イ 割引率

料金の額の39%以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、四捨五入するものとする。

#### (6) 障害者割引については、以下のとおりとする。

##### ア 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発第156

号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカードと車載器とともに使用する場合に限る。

イ 割引率

料金の額の50%以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

(7) ETC前納割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETCカード(東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定める「ハイカ・前払」残高管理サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに

本割引の適用を受けるための登録及び料金の額の前払いがなされている場合に限る。)を使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

次の割引率を適用する。

前払金	利用可能額	割引率
10,000円	10,500円	約5%
50,000円	58,000円	約14%

(8) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

福岡高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

イ 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ウ 実施する期間

実施する期間を限定するものとする。

エ 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定するものとする。

オ 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(9) 割引相互間の適用関係

ア 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ETC特定区間割引、マイレージ割引及びETC前納割引に限るものとする。ETC特定区間割引は障害者割引に優先して割引を適用するものとし、マイレージ割引及びETC前納割引は障害者割引を適用後にそれぞれ割引を適用するものとする。

イ ETC路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

ウ ETC特定区間割引、ETC曜日別時間帯割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引及びETC前納割引の相互間の重複適用関係については、以下のと

おりとする。

①重複適用の有無

	特定区間				
曜日別	○	曜日別			
マイレージ	○	○	マイレージ		
コーポレート	○	○	×	コーポレート	
前納	○	○	×	×	前納

○・・・適用あり  
×・・・適用なし

(注) 「特定区間」は「ETC特定区間割引」、「曜日別」は「ETC曜日別時間帯割引」、「マイレージ」は「マイレージ割引」、「コーポレート」は「コーポレートカード割引」、「前納」は「ETC前納割引」をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用順序	割引の種類
1	ETC特定区間割引
2	ETC曜日別時間帯割引
3	マイレージ割引、コーポレートカード割引、ETC前納割引

4 料金の徴収期間

料金の徴収区間の一部が供用された日（昭和55年10月）から64年10か月間〔各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日（平成10年9月）から46年12か月間。〕とする。

5 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る事項は、福岡市道福岡高速5号線のうち福岡市西区福重二丁目から同市西区福重三丁目までの区間を供用する日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。

平成23年2月23日付け福岡北九州高速道路公社公告第6号は福岡市道福岡高速5号線のうち福岡市西区福重二丁目から同市西区福重三丁目までの区間を供用する日をもって廃止する。

平成24年7月17日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 渡口 潔